

職員の給与などの状況

市職員の給与は、条例、規則などで定められています。職員の給与には、基本給としての給料と扶養、住居、通勤手当や民間の賞与に当たる期末勤勉手当などがあります。これらの状況を次のとおり公表します。

【職員の任免に関する状況】

1 試験実施概要

職 種	試験名	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
職務経験者	教養 (高卒程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・学歴不問 ・一般土木、農業土木課程を専攻した人で土木工事の積算または施工管理について 3 年以上の実務経験を有する人 ・保健師、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉・医療部門において 3 年以上の実務経験を有する人 ・広報業務、商品開発による宣伝業務、まちおこしコーディネート業務などについて 3 年以上の実務経験を有する人 ・海外との観光プランを手がけたことのある人 ・海外販路担当の経験のある人 	22 年 9 月 1 日 ～ 22 年 9 月 17 日	22 年 10 月 17 日	22 年 11 月 28 日	教養試験 事務適性検査	面接試験

水道部長		・年齢、学歴不問 民間企業などでの 職務経験がある人 で、次の①又は② いずれかの経験が ある人 ①水道事業関連の 職務経験が5年以上ある ②経理担当の経験 が5年以上ある	22年12月27日 ～ 23年1月28日		23 年 2 月 20 日	書類審査 論文審査	面接試験
------	--	---	----------------------------	--	------------------------------	--------------	------

2 試験実施結果

職 種	採用予定 人 員	受験申 込者数	受験者数	1 次試験 合格者数	2 次試験 受験者数	最終合格 者数	最終倍率
水道部長	1名	8	8	7	6	1	12.5
一般事務 (高卒程度)	5名	48	45	15	14	5	11.1

【益田市の給与・定員管理等について】

1 人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (H23.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	H21年度 人件費率
H22年度	人 50,470	千円 30,909,950	千円 497,025	千円 3,945,614	% 12.8	% 15.8

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

歳出額 A について広報に誤掲載をしておりました。訂正してお詫び申し上げます。

2 職員給与費の状況（平成23年度普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
H23年度	人 387	千円 1,571,107	千円 275,145	千円 583,465	千円 2,429,717	千円 6,278

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均年齢
益田市	円 336,000	歳 43.6	円 358,300	歳 48.8

(注) 職員の給料月額については、1.0～5.0%の給料カットを実施している。

4 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		益田市		国	
		決定初任給	採用 2 年経過 日給料額	決定初任給	採用 2 年経過 日給料額
一般行政職	大学卒	161,600 円	177,300 円	172,200 円	185,800 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	149,800 円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	252,200 円	303,800 円	344,600 円
	高校卒	207,000 円	260,100 円	312,100 円
技能労務職	高校卒	207,000 円	260,100 円	312,100 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	
標準的な 職務内容	主事	副主任 主事	主任 主事	係長	課長 補佐	課長	部長		
職員数	7 人	2 人	77 人	86 人	84 人	41 人	11 人	308 人	
構成比	2.3%	0.6%	25.0%	27.9%	27.3%	13.3%	3.6%	100%	
参 考	1 年前の 構成比	2.5%	2.5%	25.4%	24.7%	28.5%	13.6%	2.8%	100%

（注） 1 益田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 職員手当の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	益田市	国																																																																																			
期末手当 勤勉手当	(H23 年度支給割合)	(H23 年度支給割合)																																																																																			
	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.35 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.55 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.20 月分	0.675 月分	12 月期	1.35 月分	0.675 月分	計	2.55 月分	1.35 月分	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.375 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.225 月分	0.675 月分	12 月期	1.375 月分	0.675 月分	計	2.60 月分	1.35 月分																																																											
	期末手当	勤勉手当																																																																																			
6 月期	1.20 月分	0.675 月分																																																																																			
12 月期	1.35 月分	0.675 月分																																																																																			
計	2.55 月分	1.35 月分																																																																																			
	期末手当	勤勉手当																																																																																			
6 月期	1.225 月分	0.675 月分																																																																																			
12 月期	1.375 月分	0.675 月分																																																																																			
計	2.60 月分	1.35 月分																																																																																			
退職手当	(支給率)	(支給率)																																																																																			
	<table border="0"> <tr> <td colspan="3">①自己都合</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td></td> <td>23.50 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td></td> <td>33.50 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td></td> <td>47.50 月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置</td> </tr> <tr> <td>退職時特別昇給</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 人当たり</td> </tr> <tr> <td>平均支給額</td> <td></td> <td>3,623 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td></td> <td>30.55 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td></td> <td>41.34 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td></td> <td>59.28 月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置</td> </tr> <tr> <td>退職時特別昇給</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 人当たり</td> </tr> <tr> <td>平均支給額</td> <td></td> <td>26,179 千円</td> </tr> </table>	①自己都合			勤続 20 年		23.50 月分	勤続 25 年		33.50 月分	勤続 35 年		47.50 月分	その他の加算措置			退職時特別昇給		なし	1 人当たり			平均支給額		3,623 千円	②勸奨・定年			勤続 20 年		30.55 月分	勤続 25 年		41.34 月分	勤続 35 年		59.28 月分	その他の加算措置			退職時特別昇給		なし	1 人当たり			平均支給額		26,179 千円	<table border="0"> <tr> <td colspan="3">①自己都合</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td></td> <td>23.50 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td></td> <td>33.50 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td></td> <td>47.50 月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置</td> </tr> <tr> <td>退職時特別昇給</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td></td> <td>30.55 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td></td> <td>41.34 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td></td> <td>59.28 月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置</td> </tr> <tr> <td>退職時特別昇給</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> </table>	①自己都合			勤続 20 年		23.50 月分	勤続 25 年		33.50 月分	勤続 35 年		47.50 月分	その他の加算措置			退職時特別昇給		なし	②勸奨・定年			勤続 20 年		30.55 月分	勤続 25 年		41.34 月分	勤続 35 年		59.28 月分	その他の加算措置			退職時特別昇給	
①自己都合																																																																																					
勤続 20 年		23.50 月分																																																																																			
勤続 25 年		33.50 月分																																																																																			
勤続 35 年		47.50 月分																																																																																			
その他の加算措置																																																																																					
退職時特別昇給		なし																																																																																			
1 人当たり																																																																																					
平均支給額		3,623 千円																																																																																			
②勸奨・定年																																																																																					
勤続 20 年		30.55 月分																																																																																			
勤続 25 年		41.34 月分																																																																																			
勤続 35 年		59.28 月分																																																																																			
その他の加算措置																																																																																					
退職時特別昇給		なし																																																																																			
1 人当たり																																																																																					
平均支給額		26,179 千円																																																																																			
①自己都合																																																																																					
勤続 20 年		23.50 月分																																																																																			
勤続 25 年		33.50 月分																																																																																			
勤続 35 年		47.50 月分																																																																																			
その他の加算措置																																																																																					
退職時特別昇給		なし																																																																																			
②勸奨・定年																																																																																					
勤続 20 年		30.55 月分																																																																																			
勤続 25 年		41.34 月分																																																																																			
勤続 35 年		59.28 月分																																																																																			
その他の加算措置																																																																																					
退職時特別昇給		なし																																																																																			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

期末手当・勤勉手当の国の支給割合について広報に誤掲載をしておりました。訂正してお詫び申し上げます。

特殊勤務手当 (H22 年度)	区 分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		40.8%
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		16,057 円
	手当の種類 (手当数)		19
	代表的な手当	支給額の多い手当	①槽内特別清掃業務手当 ②ごみ収集業務手当 ③徴収業務手当
多くの職員に支給されている手当		①徴収業務手当 ②ごみ収集業務手当 ③危険作業手当	

(注) 水道部局及び教育委員会を除く。

時間外勤務手当	H22 年度	支給総額	189,139 千円
		職員 1 人当たり支給年額	503 千円

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者 13,000 円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ③配偶者のない職員の場合の扶養親族 11,000 円 ④扶養親族のうち満 16 歳の年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算	同	
住居手当	①借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者に対し、27,000 円を限度に支給	同	
通勤手当	①交通機関利用者 2 km 以上月額運賃 45,000 円以下は全額支給。45,000 円を超えるものについては、超える額の 60% を加算した額を支給 ②交通用具利用者 2 km 以上通勤距離により、5,300 円～39,000 円の範囲内で支給	異	交通用具の区分、距離の区分及び最高支給限度額が異なる

8 特別職の報酬等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	786,500 円(給料カット後	550,550 円)
	副市長	654,000 円(給料カット後	523,200 円)
報 酬	議 長	389,000 円	
	副議長	329,000 円	
	議 員	303,500 円	
期末手当	市 長 副市長	6 月期	1.20 月分
		12 月期	1.35 月分
	計	2.55 月分	
	役職加算 40%		
議 長 副議長 議 員	議 長 副議長	6 月期	1.20 月分
		12 月期	1.35 月分
	計	2.55 月分	
	役職加算 40%		

9 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分	職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成 22 年	平成 23 年			
一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
	総務	106	93	△13	業務体制の見直し／退職不補充
	税務	26	28	2	業務体制の見直し
	民生	63	67	4	業務体制の見直し
	衛生	22	20	△2	業務体制の見直し
	農水	32	31	△1	業務体制の見直し
	商工	21	21	0	
	土木	64	59	△5	業務体制の見直し／退職不補充
	計	339	324	△15	
特別行政 部 門	教育	59	60	△1	業務体制の見直し
	計	59	60	△1	
公営企業 等	水道	27	26	△1	業務体制の見直し
	その他	39	41	2	業務体制の見直し
	計	66	67	1	
合 計	464	451	△13		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

10 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

・定員適正化計画

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
職員数	4 6 4 人	4 5 8 人	4 5 0 人	4 4 0 人	4 2 8 人	4 2 0 人
前年度末退職者	2 3 人	1 1 人	1 2 人	1 2 人	1 7 人	1 1 人
新規採用	1 2 人	5 人	4 人	2 人	5 人	3 人
その他 (広域)						
増 減	△ 1 1	△ 6	△ 8	△ 1 0	△ 1 2	△ 8

【職員の勤務時間その他の勤務条件】

1 職員の勤務時間の状況

- ① 1週間の正規の勤務時間 38時間45分
- ② 1日の正規の勤務時間 7時間45分
- ③ 勤務の開始時刻と終了時刻
開始時刻 8:30
終了時刻 17:15
- ④ 休憩時間 12:00～13:00
- ⑤ 時差出勤制度有

・総務部情報政策課、学校給食共同調理場については、7:00～20:00までの間に勤務時間を割り振り

2 休暇制度の状況

主な休暇の種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日
産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
慶弔休暇	本人の結婚 7日 妻の出産 3日 忌引 死亡した者により1日～10日
介護休暇	2週間以上6月以内 休暇期間中は無給
特別休暇	① 選挙権その他公民権の行使をする場合で、必要と認められる期間 ② 証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、議会その他官公署へ出頭する場合で、必要と認められる期間 ③ 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、必要と認められる期間 ④ 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、1年につき5日以内 ⑤ 妊産婦である女子職員が、健康診査及び保健指導を受ける場合、必要な時間 ⑥ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ60分間 ⑦ 中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合、1年につき5日以内 子が二人以上の場合10日以内 ⑧ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合、7日以内

【職員の分限処分及び懲戒処分の状況】(H22年度)

1 分限処分者数

処分手由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)				3		3

2 懲戒処分者数

処分手由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)				1		1

【職員のサービスの状況】(H22年)

1 年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
-------	-------	-------	--------	-----

(a)	(b)	(c)	(b/c)	(b/a)
17,601 日	5,041 日	460 人	11.0 日	29.0%

(注) 対象期間は、平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日まで

2 病気休暇の取得状況

休暇の区分	対象職員数 (a)	総取得日数 (b)	平均取得日 (b/a)
私傷病	460 人	1,619 日	3.52 日
公務傷病	0 人	0 日	0.00 日

(注)対象期間は、平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日まで

3 介護休暇の取得状況

取得者なし

4 欠勤の状況

欠勤者なし

5 育児休業の取得状況

	平成 22 年度以前に継続して育児休業を取得している職員数	平成 22 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	育児休業の対象となった職員数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0 人	7 人	7 人	0 人	0 人
女性職員	4 人	2 人	6 人	2 人	0 人
計	4 人	9 人	13 人	2 人	0 人

【職員の研修及び勤務成績の評定の状況】(H22 年度)

1 研修の状況

①自治研修所

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数
一般職員第 I 課程	1	2	5
一般職員第 II 課程	1	2	3
中堅職員 (行政職)	1	2	13
新任係長	1	2	8
新任課長補佐	1	2	7
新任課長	1	2	5
新規採用	2	10	6
選択研修	18	2	28

②島根県市町村総合事務組合

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数
行政実務研修	10	2	24

③その他

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数
市町村アカデミー	2	1～10	1

益田市職員特別研修	12	1~22	25
-----------	----	------	----

2 勤務成績の評定状況

区 分	評定回数	評定時期	評定対象者数
市長部局	年1回	1月	358
教育委員会	年1回	1月	60
水道企業部局	年1回	1月	26
行政委員会	年1回	1月	7

【職員の福祉及び利益の保護の状況】(H22年度)

1 安全衛生管理体制

	統括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等		産業医				委員会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
														選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	
市長部局	-	-	-	-	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	-	-
教育委員会部局	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業部局	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)教育委員会部局については、学校職場を除く。

2 職員のための福利厚生活動事業

①事業の概要（益田市職員共済会事業）

事業名称		事業内容
1 会員会費事業		
各種祝金	祝金給付事業	出産祝金 10,000 円 結婚祝金 30,000 円 銀婚祝金 10,000 円
弔慰金	死亡弔慰金給付事業	会員の死亡 100,000 円 配偶者の死亡 50,000 円 両親及び子の死亡 10,000 円 祖父母の死亡 5,000 円
退会給付金	退会記念品料給付事業	会員退会時に勤続年数により 10,000 円から 70,000 円を支給
災害見舞金	災害見舞金給付事業	災害被災時に 10,000 円を限度に支給
医療	傷病見舞金給付事業	会員が 1 ヶ月以上入院時に 5,000 円を支給
その他事業	萩石見大阪空港利用助成事業	萩・石見空港から東京・大阪へ往復利用した場合 3,000 円を助成（年 1 回まで）
2 公費充当事業		
部活動助成事業	部活動助成事業	1 サッカー部、バレーボール部等運動部へ 50,000 円～120,000 円を助成 2 軽音楽クラブ等文化部へ 40,000 円を助成
研修助成事業	職員研修助成事業	各課の研修旅行等に対する助成（職員 1 人当たり 6,000 円を上限に積算）
その他事業	文化公演助成事業	県・市・教育委員会等が主催・後援の演劇鑑賞時に半額程度（上限 3,000 円）を年 4 回まで助成

②福利厚生事業に係る予算額等について

平成 21 年度 決算	①福利厚生事業に係る決算額		14,512 千円
	共 済 会 関 係	②①のうち共済会に対する補助金等の額	A 5,251 千円
		③②のうち共済会の事務費・人件費に係るものの額	B 2,419 千円
		④会員による掛金の額	C 7,077 千円
		⑤公費負担率 $(A - B) / (A - B + C)$	28.6%
		⑥掛金の算出方法	給料月額及び期末勤勉手当× 2.65/1,000
		⑦会員1人当たりの補助金額 $((A - B) / \text{会員数})$	5,950 円
平成 22 年度 決算	①福利厚生事業に係る決算額		12,734 千円
	共 済 会 関 係	②①のうち共済会に対する補助金等の額	A 3,249 千円
		③②のうち共済会の事務費・人件費に係るものの額	B 1,521 千円
		④会員による掛金の額	C 6,794 千円
		⑤公費負担率 $(A - B) / (A - B + C)$	20.3%
		⑥掛金の算出方法	給料月額及び期末勤勉手当× 2.65/1,000
		⑦会員1人当たりの補助金額 $((A - B) / \text{会員数})$	3,798 円
平成 23 年度 予算	①福利厚生事業に係る予算額		8,081 千円
	共 済 会 関 係	②①のうち共済会に対する補助金等の額	A 0 円
		③②のうち共済会の事務費・人件費に係るものの額	B 0 円
		④会員による掛金の額	C 6,424 千円
		⑤公費負担率 $(A - B) / (A - B + C)$	0%
		⑥掛金の算出方法	給料月額及び期末勤勉手当× 2.65/1,000
		⑦会員1人当たりの補助金額 $((A - B) / \text{会員数})$	0 円

③ 職員の健康診断の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

健康診断の種類	対象者	受診者
新規採用職員健康診断	5 人	5 人
定期健康診断	299 人	297 人

（注）人間ドック受診者、育児休業者、退職者を除く。

④ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 22 年度中において公平委員会からの勧告はなかった。

⑤ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 22 年度中において公平委員会からの是正の指示はなかった。